

自治労福島市役所職員労働組合同規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、自治労福島市役所職員労働組合という。

(所 在 地)

第2条 この組合は、事務所を福島市五老内町3番1号福島市役所内に置く。

(目 的)

第3条 この組合は、組合員相互の強固な団結を以って当局と交渉し勤務条件の維持改善をはかると共に、社会的、文化的、経済的地位の向上と市政の民主化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この組合は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 組合員の勤務条件および生活条件の維持改善に関する事業
- 2 市政および事務改善の研究並びにこれが民主化に関する事業
- 3 組合員および家族の共済並びに福利厚生に関する事業
- 4 組合員の教養文化の向上に関する事業
- 5 組合員の保健および体位向上に関する事業
- 6 友誼団体との連係協力に関する事業
- 7 その他組合の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組 織)

第5条 この組合は、福島市職員および職員以外で大会において認められた者をもって組織する。

ただし、下記の者は組合員となることはできない。

- 1 特別職および公平委員会規則第1号に定められた管理職等にあたるもの
- 2 消防職員であるもの
- 3 水道局の職員

第6条 この組合に第4条の事業を遂行するため事務局を置き、必要に応じ専門部を置くことができる。

第3章 組 合 員

(組合加入)

第7条 組合員になろうとするものは組合規約を承認し定められた文書により加入金を添えて執行委員長に申し込まなければならない。

- 2 執行委員長は第5条の規定により組合員になる資格があるときは申込書を受理し、その旨を本人に通知すると共に、組合員名簿に登録しなければならない。
- 3 この規約に定められた組合員の資格を有するものの組合加入は総てこれを認めなければならない。

(組合脱退)

第8条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を執行委員長に提出しなければならない。

- 2 執行委員長は脱退届を受理したときはその旨を本人に通知すると共に、組合員名簿の登録を抹消しなければならない。

ただし、組合に債務その他の義務があるときは直ちにそれを履行しなければならない。

(資格喪失)

第9条 組合員は人種、信条、性別、社会的身分または門地によってその資格を奪われることはない。

ただし、次の場合は資格を失う。

- 1 第5条但書の職についてとき
- 2 退職したとき
- 3 脱退したとき
- 4 除名されたとき

(権 利)

第10条 この組合の組合員は下記の権利をもつ。

- 1 選挙権並びに被選挙権
- 2 均等な立場における発言および決議並びに構成員以外の立場における発言の権利
- 3 組合備付帳簿類、閲覧に関する権利
- 4 組合のすべての問題に参与し、均等の取扱いを受ける権利
- 5 組合役員の罷免を請求する権利

(義 務)

第11条 この組合の組合員は下記の義務をもつ。

- 1 組合大会に出席する義務
- 2 組合費納入の義務
- 3 組合同約および大会、委員会の決議に従う義務

第4章 機 関

(機 関)

第12条 組合に下記の機関を置く。

- 1 大 会
- 2 委 員 会
- 3 執行委員会

(大 会)

第13条 大会は組合の最高決議機関で代議員、委員、役員を以って構

成し、毎年1回執行委員長が招集する。

ただし、下記の場合には臨時に招集しなければならない。

- 1 組合員の3分の1以上の要求があったとき
 - 2 委員会の要求があったとき
 - 3 執行委員会で緊急必要と認めたとき
- 2 代議員は大会の都度次の比率により各所属区分毎に組合員の直接無記名投票、若しくは総意により選出し大会開催期日の3日前までに代議員の氏名を事務局に報告しなければならない。

ただし、委員は代議員を兼ねることはできない。

組合員10名までを1名とし、10名を超える毎に1名加える。

ただし、超える組合員数が10名に満たないときは加算しない。

- 3 各所属区分は、委員会において決定する。

(大会に附議すべき事項)

第14条 大会に附議しなければならない事項は下記の通りとする。

- 1 規約改正に関する事項
- 2 事業計画および運動方針並びに報告に関する事項
- 3 予算および決算に関する事項
- 4 職員以外のものを組合員として認める事項
- 5 福利共済事業その他特定の目的に設けられた基金の流用に関する事項
- 6 書面による協定に関する事項
- 7 組合費に関する事項
- 8 他団体への加入および脱退に関する事項
- 9 賞罰に関する事項
- 10 組合解散に関する事項
- 11 1件100万円を超える資産の処分、および臨時支出に関する事項
- 12 犠牲者救援に関する事項

13 特別執行委員の承認に関する事項

14 その他重要な事項

(委員会)

第15条 委員会は大会に次ぐ決議機関で、委員、役員を以って構成し執行委員長が必要と認めたときおよび委員の3分の1以上の請求があったとき執行委員長がこれを招集する。

2 委員は次の比率により各所属区分毎に組合員の直接無記名投票若しくは総意により選出する。組合員20名までを1名とし、10名を超える毎に1名を加える。

ただし、超える組合員数が10名に満たない時は加算しない。

3 各所属区分は、委員会において決定する。

(委員会に附議すべき事項)

第16条 委員会に附議しなければならない事項は下記の通りである。

- 1 大会の委任事項並びに大会の決議に基づく細部の決定事項
- 2 暫定および補正予算に関する事項
- 3 大会に附議すべき事項
- 4 組合要求に関する事項
- 5 1件30万円を超える資産の処分および臨時支出に関する事項
- 6 規約の改正に関する事項
- 7 役員選挙委員に関する事項
- 8 その他重要な事項

(議事規則)

第17条 大会の運営は別に定める議事規則による。

(会議の成立数)

第18条 大会は代議員の過半数以上の出席により成立する。

2 委員会は委員の過半数以上の出席により成立する。

ただし、所定の手続きによる委員代理は出席とみなすことができ

る。

(議 長)

第19条 大会または委員会の議長は当該会議ごとに出席代議員または委員の中より選出する。

(議 決)

第20条 大会または委員会の議事は代議員または委員出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、規約の作成または変更その他これ等に準ずる重要な行為は直接且つ秘密の投票により全組合員の多数決によって決定する。

2 役員は大会および委員会において議決権がない。

3 委員は大会において議決権がない。

(執行委員会)

第21条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長および執行委員をもって構成する。

2 執行委員会は執行委員長が必要と認めたときおよび執行委員3分の1以上の請求があったときは執行委員長がこれを招集する。

3 執行委員会の議長は執行委員長がこれに当り、決議は多数決により可否同数のときは議長の決するところによる。

4 執行委員会は組合の執行機関であって大会および委員会の決議を執行し、また緊急事項を処理する。

ただし、緊急の処理事項については大会と委員会に責を負う。

第5章 役職員および代議員

(役 員)

第22条 組合に次の役員を置く。

1 執行委員長 1 名

2 副執行委員長 1 名

- 3 書記長 1 名
- 4 書記次長 1 名
- 5 執行委員 若干名
- 6 会計監査 3 名
- 7 特別執行委員 若干名

2 前項第5号までの役員は、大会の承認を受け組合専従役員となることができる。

(専従役員の区分)

第23条 専従役員は、次の区分による。

- 1 在籍専従役員
- 2 離籍専従役員
- 3 非在籍専従役員

2 在籍専従役員とは、福島市職員の身分を有して役員となるものをいう。

3 離籍専従役員とは、福島市職員の身分を有していた組合員が在籍専従役員を7年経過し、離職して役員となるものをいう。

4 非在籍専従役員とは、前2項以外の職にあるものが役員となるものをいう。

(役員職務)

第24条 執行委員長は組合を代表し、組合に関する一切の業務を統轄する。

2 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその代理をする。

3 書記長は事務局一切の責任者であって執行委員長の指示により組合業務一般並びに事務局を統轄し、組合員名簿その他の書類および組合の印証を保管する。

4 書記次長は、書記長を補佐し事務を処理する。

- 5 執行委員は、各専門部を分掌し組合業務を執行する。
- 6 会計監査は第33条の職務を行う外、不当収支に対しては停止権を持つ。

(役員選出)

第25条 特別執行委員を除く役員は直接且つ秘密の投票により投票者の過半数を得たものが選出される。

- 2 特別執行委員の選出は、大会の承認によるものとする。
- 3 第1項については、別に定める役員選挙および賛否投票規則による。

(役員任期)

第26条 役員任期は1年とし、上部機関等への派遣の役員任期については、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了になっても後任者決定までの職務を行う。
- 3 役員が辞任しようとするときは、執行委員長に届出て委員会の承認を得なければならない。

ただし、委員長が辞任しようとするときは副委員長に届出るものとする。

- 4 役員に欠員を生じたときは直ちに補欠選挙を行う。
欠員補充によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第27条 この組合に次の職員を置くことができる。

- 1 書記 若干名
- 2 書記は書記長の指示に従い組合事務に従事する。
- 3 書記の任免は委員会、その他は執行委員会が行う。

(上部機関等の代議員)

第28条 上部機関等の代議員を若干名置く。

- 2 代議員は直接且つ秘密の投票による組合員の多数決によって選任

する。

- 3 前項の選挙については別に定める役員選挙および賛否投票規則による。
- 4 前3項の外、代議員の任期等については、第26条の規定を、代議員の罷免については第11条の規定を準用する。

第6章 会 計

(組 合 費)

第29条 この組合の経費は組合費加入金事業収入および寄附金その他を以って充当する。

- 1 組合費加入金は毎年大会において決定する。
- 2 臨時組合費は所定の経費に不足を生じた場合に限り委員会において審議し、大会の決議を経て臨時に徴収することができる。
- 3 自治労本部および県本部の機関決定された臨時組合費、闘争資金は、委員会の承認をえて徴収することができる。

(組合費の徴収)

第30条 組合費は毎月賃金を支給された日に事務局に納付しなければならない。

ただし、執行委員会において特別な理由があると認めたときは組合費の軽減または一定の期間免除することができる。

(寄付についての取扱い)

第31条 寄付は金品の多寡に拘らず寄付者の住所、氏名、金額または数量を委員会に報告しなければならない。

(会 計 経 理)

第32条 執行委員長は常時会計の実態を把握すると共に組合員の要求があったときは公開しなければならない。

(会 計 監 査)

第33条 会計監査は1年1回以上組合の会計を監査し、その結果を組合員に公表しなければならない。

(停止権の行使)

第34条 会計監査は第24条第6項による停止権を行使した場合は直ちに執行委員長に通知しなければならない。

(会計規則並びに諸給与規則)

第35条 この組合の会計処理については別に定める会計規則による。

2 組合役職員の給与旅費支給については別に定める諸給与規則による。

(財産管理の責任)

第36条 この組合の財産管理は執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長および執行委員が責任をもってこれに当る。

(会計年度)

第37条 組合の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第7章 他団体への加入および脱退

(他団体への加入)

第38条 この組合が他の団体と連合し、または他の団体に加入しようとするときは、大会の決議を経なければならない。

(他団体よりの脱退)

第39条 この組合が他の団体との連合を解散し、または他の団体から脱退しようとするときは大会の決議を経なければならない。

第8章 規約の改正および解散

(規約改正)

第40条 この規約の改正は、委員会に於ける委員の過半数の賛成でこ

れを発議し、組合員に提案し第20条第1項但書の議決により改正することができる。

(解 散)

第41条 この組合を解散するには第20条第1項の但書の議決を必要とする。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第42条 組合員で功労顕著な者を大会の決議により表彰することができる。

- 2 役員で職務上の功労顕著な者を大会の決議により表彰することができる。
- 3 前2項の表彰の方法はその都度大会に於いて決定する。

(組合員の除名)

第43条 組合員が下記の各号に該当したときは大会および委員会の決議を経て除名することができる。

- 1 組合規約または大会の決議に違反したとき。
- 2 組合の体面を傷つけたとき。
- 3 組合に重大な損害を与えたとき。
- 2 前項の決議は出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 3 組合員は前2項の決議によらなければその意に反しても除名されることはない。

(役員戒告)

第44条 役員が下記の各号に該当したときは委員会の決議により戒告することができる。

- 1 組合規約並びに規則の趣旨に忠実でなく、または大会および委員会の決議を忠実に履行しないとき。

2 職務上の過失により組合に迷惑をかけ、または損害を与えたとき。

2 委員会が前項の戒告をしたときは直ちにその内容を組合員に公表しなければならない。

(証言等の公正)

第45条 前2条の場合大会および委員会は関係人の証言および弁明を公平且つ充分に行わせなければならない。

第10章 救 援

(救 援)

第46条 組合員が組合活動のために犠牲をこうむった場合は救援を行う。

2 救援に関する規則は別に定める。

第11章 役員 の 罷 免

(役員の罷免)

第47条 役員 の 罷 免 は 罷 免 の 請 求 に よ り 組 合 員 の 投 票 で 行 う。

2 役員は罷免によらなければ在任中その意に反して退任されることはない。

(役員罷免請求書)

第48条 組合員は組合員総数の4分の1以上の連署のある役員罷免請求書(以下「請求書」という。)により役員の一部または全部の罷免を請求することができる。

2 前項の請求書は当該役員が執行委員長の場合は副執行委員長にその他の場合は執行委員長に提出しなければならない。

(請求書の確定)

第49条 執行委員長または副執行委員長は請求書の提出があったとき

は直ちに委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会はその請求書を点検してその効力を確定する。

この場合、委員会が署名に関し必要あると認めたときは関係人に証言を求め、または証拠等の提出を求めることができる。

- 3 委員会は請求書の効力を確定したときは直ちにその結果を関係人に通知すると共に、組合員に公表しなければならない。

(賛否投票)

第50条 委員会が前条の規定により請求書の効力を確定した結果請求が成立したときは直ちに選挙委員を選任して組合員に直接且つ秘密による罷免の賛否投票を行わせなければならない。

- 2 前項の投票については別に定める役員選挙および賛否投票規則による。

(罷免の成立等)

第51条 前条の規定による投票の結果、組合員の2分の1以上が罷免に賛成であるときは当該役員は投票の日において罷免されるものとする。

ただし、後任者が就任するまでは引継ぎその職務を行わなければならない。

第12章 雑 則

(規約に定めていない事項)

第52条 この規約に定めていない事項については委員会で定める。

附 則

(施行期日)

第53条 この規約は昭和26年4月1日より施行する。

第54条 昭和24年11月26日施行の福島市役所職員労働組合同規約は廃止

する。

第55条 （昭和27年4月28日改正）この規約は昭和27年5月1日より施行する。

第56条 この規約は昭和28年5月6日に改正し、昭和28年5月6日より施行する。

第57条 この規約は昭和30年7月22日に改正し、昭和30年7月22日より施行する。

第58条 この規約は昭和31年9月8日に改正し、昭和31年9月1日より適用する。

ただし、第29条第1項第1号については昭和31年9月1日より適用する。

第59条 この規約は昭和39年1月25日に改正し、昭和39年1月1日より適用する。

第60条 この規約は昭和40年5月20日に改正し、昭和40年4月1日より適用する。

第61条 この規約は昭和43年3月15日に改正し、昭和43年4月1日より施行する。

第62条 この規約は昭和48年6月27日に改正し、昭和48年7月1日より施行する。

第63条 この規約は昭和52年11月30日に改正し、昭和53年4月1日より施行する。

第64条 この規約は昭和61年1月29日に改正し、昭和61年2月1日より施行する。

第65条 この規約は平成11年2月26日に改正し、平成11年4月1日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 大会議事規則

第1章 総 則

第1条 この規則は第17条に基づいて定め、大会を円滑に運営することを目的とする。

第2条 この規則にきめていない事項で必要なことはその都度大会で定めることができる。

ただし、大会のみに効力がある。

第2章 招 集 手 続

第3条 大会を招集する時は委員長は5日以前に組合員に対し開会の日時、場所、会期、目的、議案その他の参考事項を通知する。

ただし、緊急臨時大会はこの限りでない。

第3章 大 会 職 員

第4条 大会運営のため資格審査委員、議事運営委員を選出しなければならない。

第5条 大会の議事を記録するために議長は大会の承認を経て大会書記長および書記を任命し、議事録署名人を選出しなければならない。

第4章 分 科 委 員 会

第6条 議案審議上の必要あるときは分科委員会を設ける。

第7条 分科委員の選出方法、構成人員は本会議で定める。

第8条 分科委員会に委員長をおく。互選で定める。

第9条 分科委員会は附託議案の審議を終った時は本会議に経過と結

果を報告する。

第5章 議 事

第10条 議案は本会議で審議する。ただし、必要あるときは分科委員会に附託審議させその経過と結果の報告に基づいて再び討議する。

第11条 本会議と分科委員会（以下「会議」という。）は原則として公開とする。

第12条 会議で発言しようとするときは、すべて議長に通告してその指命を受けなければならない。

第13条 議長は会議の運営上必要と認めたときは発言を停止させることができる。

第14条 動議を出すときは、議事運営委員を通じて議長に提出する。

第15条 議事の採決は原則として挙手採決とする。

附 則

第16条 分科委員会の議事はこの規則を準用する。

第17条 この規則は昭和26年4月1日より施行する。

第18条 従前の福島市役所職員労働組合大会議事規則はこれを廃止する。

第19条 この規則は昭和61年1月27日に改正し、昭和61年1月27日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 役員選挙および賛否投票規則

第1章 総 則

(規則の運用)

第1条 自治労福島市役所職員労働組合(以下「組合」という。)の役員および代議員の選挙(以下「選挙」という。)並びに罷免の賛否投票(以下「賛否投票」という。)は、組合同約に定めるものの外この規則により行う。

- 2 前項の選挙または賛否投票は、その再選挙および長の決議投票もしくは再投票を含むものとする。

(この規則の解釈)

第2条 この規則の解釈およびこれに基づく決定並びにこの規則に定めていない事項の決定および執行は選挙委員会が行う。

- 2 前項の解釈、決定および執行は組合同約およびこの規則の趣旨を尊重して公正に行わなければならない。

(選挙の無効)

第3条 選挙の執行に関して組合同約またはこの規則に違反し、若しくは錯誤があったときは、その違反若しくは錯誤が選挙に著しい影響を及ぼす場合に限り当該選挙は無効とする。

(選挙期日)

第4条 選挙は、これを行うべき事由が生じた日から15日以内に行わなければならない。

- 2 任期満了による選挙は満了日前5日まで行わねばならない。
- 3 委員会において特に必要があると認めた場合は前2項の規定にかかわらず選挙の期日を繰下げ、または繰上げることが出来る。

(同日選挙)

第5条 選挙について必要があるときは、委員会の決議により2以上の選挙を同時に行うことができる。

第2章 選挙権被選挙権および罷免権

(有権者等)

第6条 組合名簿に登録されている者は、選挙権、被選挙権および罷免権を有する。

2 選挙委員会は、選挙および賛否投票につき必要があるときは前項の組合名簿の抄本を調整し、これを利用することができる。

第3章 選挙委員会

(委員会の設置)

第7条 選挙または賛否投票を行うときは、その都度当該選挙または賛否投票を管理する選挙委員会を置く。

2 選挙委員会の職務を例示すると概ね下記の通りである。

選挙の場合

- ① 選挙期日等の決定と公示
- ② 立候補（推せん届出を含む）の受付と公表
- ③ 投票所および開票所の指定
- ④ 投票用紙の様式決定
- ⑤ 立会人の指名
- ⑥ 選挙の執行
- ⑦ 当選の確認
- ⑧ 選挙違反行為の処置

賛否投票の場合

- ① 投票期日等の決定および公示

- ② 投票所および開票所の指定
 - ③ 投票用紙の様式決定
 - ④ 立会人の指名
 - ⑤ 投票の執行
 - ⑥ 賛否の確認
 - ⑦ 投票違反行為の処置
- 3 選挙または賛否投票の結果、長の決選投票、若しくは再投票を行うときは、前項の選挙委員会が引続きその職務を行うものとする。
 - 4 選挙委員会は役員以外の組合員の中から委員会が組織実態に合わせ指名選任する。

（委員長および副委員長）

第8条 選挙委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を招集する。
- 4 副委員長は、委員長事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

第4章 候 補 者

（届 出）

第9条 組合員が立候補しようとするときは、選挙委員会の指定する期日までに文書により選挙委員会に届出るものとする。

- 2 推せん届出をしようとする組合員は、本人の承諾を得て5人以上の組合員の連署をもって選挙委員長に届出るものとする。

（立候補の制限）

第10条 組合員は2以上の役員の候補者となることはできない。

- 2 選挙委員は役員および代議員の候補者となることはできない。

第5章 選挙運動

(選挙運動の範囲)

第11条 組合員は自由に選挙運動をすることができる。

ただし、投票を得、または得しないために金品の贈与、きょう応または約束および職務上の地位を利用して強要するような行動をしてはならない。

(名誉き損の禁止)

第12条 特定の候補者を当選させるために他の候補者の名誉をき損するようなことをしてはならない。

(当選無効)

第13条 前2条に違反し、またはその他の不正行為により当選した者は当選無効とする。

第6章 投票および開票

(連記投票)

第14条 投票は選挙の当日投票所において投票用紙に定員以内の氏名を自書しなければならない。

2 投票用紙には候補者以外の氏名を記載してはならない。

(不在投票および代理投票)

第15条 やむを得ない事情があるときは、組合員は前条の規定にかかわらず投票日の前日までに不在者投票をすることができる。

2 やむを得ない事情があるときは、組合員は前条の規定にかかわらず代理投票をすることができる。

3 第2項の投票について必要なことは選挙委員会が定める。

(無効の投票および記載)

第16条 下記の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 白票のもの
- 2 下記の記載は無効とする。
 - 1 代理投票による投票の外、候補者の氏名を自書しないもの
 - 2 候補者以外の者の氏名を記載したもの
 - 3 候補者に関係のないことを記載したもの
 - 4 1欄中に2名以上の候補者の氏名を記載したもの
 - 5 同じ候補者の氏名を2以上記載したもの
 - 6 候補者の何人を記載したか確認し難いもの
- 3 投票または記載の効力の決定に当っては、前2項の規定に反しない限りにおいて投票した組合員の意志が明白であれば、その投票または記載を有効とするようにしなければならない。

(当選の要件等)

第17条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

ただし、役員・代議員の選挙とも投票者数の2分の1以上の得票がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは選挙委員長がくじで定める。

(再選挙および長の決選投票)

第18条 選挙の結果、前条第1項但書の得票数に達しないため当選人がないとき、または定員に足りない部分につき、更に期日を定めて選挙を行わなければならない。

- 2 執行委員長、副執行委員長、書記長および書記次長の選挙において、前条第1項但書の得票数に達しないときは、前項の規定にかかわらず有効投票の最多数を得た者2人を候補者と定めて、更に投票を行わなければならない。

- 3 前2項の選挙については、一般選挙の規定を準用する。

第7章 賛 否 投 票

(無効の投票および記載)

第19条 下記の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 白票のもの
- 2 下記の記載は無効とする。
 - 1 代理投票による投票の外、賛否された文字または記号を自書しないもの
 - 2 指定された文字または記号の外、賛否に関係のないことを記載したもの
 - 3 記載した文字または記号が確認し難いもの
- 3 投票または記載の効力の決定に当っては、前2項の規定に反しない限りにおいて、投票または記載した組合員の意志が明白であればその投票、または記載を有効とするようにしなければならない。

(再投票)

第20条 第21条において準用する第3条の規定により賛否投票が無効になったときは、更に期日を定めて投票を行わなければならない。

(他の規定の準用)

第21条 特別の定がある場合を除く外、賛否投票については第2条、第3条、第4条第1項および第3項、第5条並びに第15条の規定を準用する。この場合「選挙委員会」の字句を除き「選挙」は「賛否投票」と読み替えるものとする。

- 2 組合同約第20条第1項但書の投票についても前項の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は昭和26年4月12日より施行する。
- 2 従前の「福島市役所職員労働組合役員選挙規則」は廃止する。
- 3 この規則は昭和61年1月27日に改正し、昭和61年1月27日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合会計規則

(総 則)

第1条 自治労福島市役所職員労働組合の会計については組合規約によるの外、この規則による。

第2条 会計は金銭の出納および関係書類を保管する。

(書 類)

第3条 組合に下記の帳簿を備える。

- | | |
|----------|---------|
| 1 組合費徴収簿 | 2 予算経理簿 |
| 3 金銭出納簿 | 4 証書類 |

(予 算)

第4条 執行委員長は年度始めにその年の歳入歳出の予算を作成しなければならない。

(歳入歳出)

第5条 組合員の出張旅費は宿泊、日当、汽車賃、車馬賃および船舶料とする。旅費の支給は、福島市職員給与条例に準じて支給する。

ただし、委員会に於いて必要と認めた場合および特定の旅館に宿泊する場合はこの限りでない。

(決 算)

第6条 執行委員長は年度末に於いて収支決算を行い報告書を作成する。

(監 査)

第7条 監査委員は、規約第33条および第34条により監査を行う。

第8条 会計監査には担当者が立ち合うものとする。

附 則

第9条 この規則を変更するときは委員会の決議を経なければならない

い。

第10条 この規則は昭和26年4月1日より施行する。

第11条 福島市役所職員労働組合会計細則はこれを廃止する。

第12条 この規則は昭和27年4月22日に改正し、昭和27年4月13日から適用する。

第13条 この規則は昭和61年1月27日に改定し、昭和61年1月27日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合諸給与規則

（規則の目的）

第1条 組合役職員の給料、専従手当および諸手当の支給並びに組合用務のために出張する場合の旅費およびこれに準ずるものの支出についてはこの規則による。

（給 料）

第2条 専従役員および組合書記の給料は市職員の給与に準じ、執行委員会が決める。

（専従手当）

第3条 組合役員が組合業務に専従した場合は、委員会の承認を得て適当な手当を支給することができる。

（行 動 費）

第4条 役員には実費支弁として次の基準により役員旅費を支給する。

1 四 役	月 額	45,000円
2 各専門部長（専 従）	月 額	40,000円
3 各専門部長（非専従）	月 額	25,000円
4 執行委員	月 額	20,000円
5 特別執行委員の専従者	月 額	20,000円

第5条 組合書記が時間外、休日勤務および深夜勤務をしたときは市職員の規程を準用して支給する。

（期末手当、寒冷地手当）

第6条 組合書記の期末手当、寒冷地手当、勤勉手当については市職員に準じてこれを支給する。

（退職手当）

第7条 組合書記の退職した場合、市職員給与条例を準用して支給す

る。

ただし、役員には支給しない。

(組合職員の手当)

第8条 組合業務に従事した職員に対しては、委員会の承認を得て手当を支給することができる。

(旅 費)

第9条 組合用務で出張する組合員に対して支給する。

鉄道賃、航路運賃、車馬賃、日当および宿泊料は次の通りとする。

- | | | | |
|---|-------|----|--|
| 1 | 鉄道運賃 | 実費 | 30km以上については急行券、70km以上については特急券の実費を支給する。 |
| 2 | 航路運賃 | 実費 | |
| 3 | 車馬賃 | 実費 | |
| 4 | 日 当 | 1日 | 2,500円 |
| 5 | 宿 泊 料 | 1泊 | 12,300円 |

ただし、東京都内の特別区については、1日1,700円の滞在費を支給する。

- | | | | |
|---|-------|----|---------|
| 6 | 車 中 泊 | 1泊 | 12,300円 |
|---|-------|----|---------|
- 2 緊急の場合および鉄道、陸路、航路によりがたい場合については、航空賃を実費支給することができる。

附 則

第10条 前条の規則外のものについては市職員給与条例に準ずる。

- 2 この規則が他の規則と重複する場合は、この規則が優先する。
- 3 この規則は昭和28年4月13日より施行する。
- 4 この規則は昭和34年7月3日に改正し、昭和34年8月1日より施行する。
- 5 この規則は昭和37年5月25日に改正し、昭和37年4月1日より施行する。

行する。

昭和41年12月一部改正

- 6 この規則は昭和49年11月15日に改正し、昭和49年12月1日より施行する。
- 7 この規則は昭和51年1月27日に改正し、昭和51年2月1日より施行する。
- 8 この規則は昭和54年1月17日に改正し、昭和54年1月17日より施行する。
- 9 この規則は昭和54年11月16日に改正し、昭和54年11月17日より施行する。
- 10 この規則は昭和55年12月18日に改正し、昭和56年1月1日より施行する。
- 11 この規則は昭和60年1月23日に改正し、昭和60年2月1日より施行する。
- 12 この規則は昭和61年1月27日に改正し、昭和61年2月1日より施行する。
- 13 この規則は平成元年12月20日に改正し、平成2年1月1日より施行する。
- 14 この規則は平成2年6月27日に改正し、平成2年7月1日より施行する。
- 15 この規則は平成5年12月14日に改正し、平成6年1月1日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合救援規則

第1章 総 則

第1条 自治労福島市役所職員労働組合同規約第46条にもとづく組合活動の犠牲者救援については、自治労福島県本部救援規程（以下「県本部規程」という）に定めるもののほか、この規則によってこれを救援する。

第2条 犠牲者が県本部規程の適用を受けることとなった場合、それによる救援がこの規則による救援を上回る場合は、県本部規程による救援をもってこの規則による救援とみなし、下回る場合はこの規則による救援を行う。

第3条 犠牲者が県本部規程の適用を受けることができない場合で、執行委員長が犠牲者と認め救援を必要とする者については、委員会の議決を経たうえで、県本部規程を準用して救援するほか、この規則によって救援する。

第4条 犠牲者とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 死 亡
- (2) 分限または懲戒にもとづく免職および解雇
- (3) 負傷または疾病
- (4) 拘置、捜索および任意出頭、逮捕
- (5) 公判、刑の執行、服役、科料、罰金、反則金、公民権停止
- (6) かく首以外の行政処分
- (7) その他とくに救援を必要と認めた場合
- (8) 離籍の場合

第5条 救援委員会は、役員3人、組合員5人の合計8人の委員で構成し、委員会で選出する。

- 2 委員の任期は、3年とする。
- 3 救援委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は救援委員会を主宰し、審理の結果を大会または委員会に報告しなければならない。

第2章 救援の方法

第6条 第4条第1号に該当する者に対しては、次の救援を行う。

- (1) 葬儀は組合が行う。ただし、特別の事情がある場合は、その費用を負担してこれに変えることができる。
- (2) 遺族に弔慰金として県本部規程による外、500,000円を支給する。

第7条 第4条第2号に該当する者に対しては、次の救援を行う。

- (1) 免職または解雇から復職までの間、見舞金を支給し、その額は委員会においてそのつど決定する。
- (2) 復職の見込みが失われた時、あるいは犠牲者が免職または解雇を受け入れた時は、退職見舞金として退職時の給与年額の範囲内の額を支給し、その額の決定は前号の規定による。

第8条 第4条第3号に該当する者に対しては、次の救援を行う。

- (1) 通院に要する交通費、移送料、看護料、その他必要経費全額を補償する。
- (2) これに起因して昇給延伸、給与減額されたときは、3年を限度として全額を補償する。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き3年を限度として全額を補償することができる。
- (3) これに起因して退職する場合は、退職見舞金を第7条第2号の規定を準用して支給する。

第9条 第4条第4号に該当する者に対しては、処分決定までの間に要した費用の全額を補償する。

第10条 第4条第5号に該当する者に対しては、公判に要する費用のうち委員会が必要と認めたものについてその全額を補償するほか、刑が確定した場合は次の救援を行う。

- (1) 禁固以上の場合は刑確定見舞金を支給し、その額の決定は第7条第1号の規定による。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ失職した者に対しては、免職または解雇の場合に準じて救援するほか、退職見舞金として失職時点の給与と年額の範囲内の額を支給し、その額の決定は第7条第2号の規定による。

(3) 科料、罰金、反則金については、全額を補償する。

第11条 第4条第6号に該当する者に対しては、これに起因して昇給延伸、給与減額等の処分を受けた時、その処分がなされなかったと仮定した場合の受けべりし給与との差額を補償する。

第12条 第4条第7号に該当する者に対しては、その都度、委員会の議決を経て救援する。

第13条 第4条第8号に該当する者に対しては、次の救援を行う。

- (1) 離籍専従者については、県本部規程により補償する。
- (2) 自治労政治連盟会員予定者の離籍の場合については、前号の規定による。

第3章 会 計

第14条 この規則を運用するため、自治労福島市役所職員労働組合救援会計を設ける。

2 この会計は、犠牲者救援以外の用途に支出することはできない。

附 則

第15条 この規則は、昭和61年2月1日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 福祉対策部物資分配所事業規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この事業部は、自治労福島市役所職員労働組合福祉対策部物資分配所（以下「物資分配所」という）という。

(事業所の所在地)

第2条 この物資分配所は、事務所を福島市五老内町3番1号、福島市役所内に置く。

(目 的)

第3条 この物資分配所は、自治労福島市役所職員労働組合同約（以下「組合同約」という）に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図るとともに、保健、体育、教養、文化、娯楽等福利厚生の上に賛助、寄与することを目的とし、これらに関することについては、協賛・補助を行う。

- (1) スポーツ大会への協賛
- (2) 交流会への協賛
- (3) 文化・スポーツクラブへの補助
- (4) 教養・文化・娯楽事業への補助
- (5) 教養・文化・娯楽用品、用具の貸与

(事 業)

第4条 この物資分配所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対し、一般商品の廉価、店頭販売、各種生活必需品の斡旋、たばこ、印紙、切手類の売りさばきおよび各種保険の差引

等に関する事業。

- (2) 組合員の生活の改善および体育・文化の向上を図る事業。
- (3) 前各号の事業に附帯する一切の事業。

第2章 組織運営

(組 織)

第5条 この物資分配所は、自治労福島市役所職員労働組合員をもって組織する。

(運 営)

第6条 この物資分配所は、組合規約に基づき福祉対策として組織するが、物資分配所事業として運営する。

(役 員)

第7条 この物資分配所の役員は、自治労福島市役所職員労働組合(以下「市職労」という)の役員が兼務する。ただし、特別に役員を置くことができる。

なお、代表は委員長とする。

(職 員)

第8条 この物資分配所に、第4条の事業を運営するのに必要な職員を置く。

第3章 会計・会計監査

(会 計)

第9条 この物資分配所の会計年度は、毎年10月1日より翌年9月30日とする。

(会 計 経 理)

第10条 この物資分配所の会計経理は、役員をもってあて、その任にあたる者は常に会計の実態を把握しなければならない。

(税理士の委託)

第11条 この物資分配所は、経理事務の円滑なる処理を行うため、税理士を委託することができる。

2 税理士の委託は、役員会において選任する。

(会計監査)

第12条 この物資分配所の会計監査は、市職労の会計監査をもってあって、少なくとも毎年1回以上監査をし、その結果を組合員に公表しなければならない。

2 第11条により委託された税理士は、会計監査に立ち合うものとする。

(決算書の公表)

第13条 この物資分配所の決算書は、毎年度公表し、大会で承認を受けなければならない。

第4章 報酬、賃金および就業規則

(役員報酬)

第14条 この物資分配所の役員は無報酬とする。

ただし、報酬を支払うべき役員を配置する時は、大会において承認を受けなければならない。

(職員の賃金および手当)

第15条 この物資分配所の職員の賃金及び扶養手当、通勤手当、住居手当は、市職員のそれに準じて役員会が決める。

(職員の時間外に関する手当)

第16条 この物資分配所の職員が、時間外、休日勤務および深夜勤務をしたときは、市職員の規定を準用して支給する。

(職員の期末・勤勉・寒冷地手当)

第17条 この物資分配所の職員の期末手当、勤勉手当、寒冷地手当に

については市職員に準じてこれを支給する。

(職員の退職手当)

第18条 この物資分配所の職員が退職したとき、市職員給与条例を準用して支給する。

(役職員の旅費)

第19条 物資分配所用務で出張する役職員に対して支給する。鉄道賃、航路運賃、車馬賃、日当および宿泊料は次の通りとする。

- | | | |
|----------|----|--|
| (1) 鉄道運賃 | 実費 | 30km以上については急行券、70km以上については特急券の実費を支給する。 |
| (2) 航路運賃 | 実費 | |
| (3) 車馬賃 | 実費 | |
| (4) 日当 | 1日 | 2,500円 |
| (5) 宿泊料 | 1泊 | 12,300円 |

ただし、東京都内の特別区については、1日1,700円の滞在費を支給する。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (6) 車中泊 | 1泊 | 12,300円 |
|---------|----|---------|

2 緊急の場合および鉄道、陸路、航路によりがたい場合については、航空費を実費支給することができる。

(委託報酬)

第20条 この物資分配所が、第11条に基づき税理士を委託したときは、報酬を支払うことができる。

2 報酬は、税理士協会の基準により支払うものとする。

(就業規則)

第21条 この物資分配所の就業規則は、福島市役所職員の就業規則を準用する。

第5章 雑 則

(規則に定めていない事項)

第22条 この規則に定めていない事項については、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

第23条 この規則は、昭和59年10月1日より施行する。

2 この規則は、昭和61年1月27日に改正し、昭和61年2月1日より施行する。

3 この規則は、平成2年6月27日に改正し、平成2年7月1日より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 現業協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、福島市役所職員労働組合現業協議会（以下「現業協」という）といい、事務所を福島市役所職員労働組合内におく。

(目 的)

第2条 現業協は、福島市役所職員労働組合の規約、運動方針に従って、問題の解決を促進し、地位の確立向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 現業協は、福島市役所職員労働組合の補助機関とする。

第4条 現業協は、福島市役所現業職員で組織する。

第2章 会員の権利・義務

(権 利)

第5条 会員は、次の権利をもつ。

- ① 本会のすべての問題に、参与する権利
- ② 役員を選考、または選考される権利

(義 務)

第6条 会員は、次の義務をもつ。

- ① 現業協大会に出席する義務
- ② 本会の機関決定に従い、目的達成のための運動に積極的に参加する義務

第3章 機関および役員

(機 関)

第7条 現業協に次の機関をおく。

① 大 会

② 幹 事 会

③ 部 会

(大 会)

第8条 大会は、現業協最高の機関会議で、年1回議長が召集する。

第9条 大会代議員は、現業職員の3分の1とし、代議員の過半数をもって成立する。

(幹 事 会)

第10条 幹事会は、議長・副議長・事務局長・事務局次長・幹事・特別幹事によって構成し、本会の業務執行にあたる。

(部 会)

第11条 現業協に、清掃部会・給食部会・用務部会・運転一般部会をおく。

(役 員)

第12条 現業協に、次の役員をおく。

① 議 長 1 名

② 副 議 長 2 名

③ 事 務 局 長 1 名

④ 事 務 局 次 長 1 名

⑤ 幹 事 若干名

⑥ 特 別 幹 事 若干名

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次の通りとする。

- ① 議長は、本会を代表し、会の運営にあたる。
- ② 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときは職務を代行する。
- ③ 事務局長は、本会の事務を統轄する。
- ④ 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務を整理する。
- ⑤ 幹事は、業務を分掌する。
- ⑥ 特別幹事は、重要な事項について協議が必要なとき議長が召集できる。

(役員を選出)

第14条 幹事会は、選挙委員を選出し、委嘱任命する。

2 選挙委員長は、選挙委員会で互選する。

3 選挙委員会は、規約第12条に規定する役員を選出し、大会で承認を受ける。

(役員の任期)

第15条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。役員補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 経 費

(経 費)

第16条 現業協の経費は、福島市役所職員労働組合から支出する。

(会 計)

第17条 現業協の会計は、毎年10月から始まり翌年9月で終わる。

第5章 雑 則

第18条 この規約の改廃は大会で決定する。ただし、福島市役所職員労働組合の承認をうける。

第19条 この規約に定めていない事項については、福島市役所職員労働組合の規約並びに諸規定に準ずる。

附 則

第20条 この規約は、昭和38年9月1日より適用する。

この規約は、昭和48年10月13日より、改正施行する。

この規約は、昭和50年10月23日より、改正施行する。

この規約は、昭和55年10月26日より、改正施行する。

この規約は、昭和60年12月21日より、改正施行する。

この規約は、平成2年12月15日より、改正施行する。

この規約は、平成6年12月10日より、改正施行する。

自治労福島市役所職員労働組合青年部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この部は、自治労福島市役所職員労働組合青年部といい、事務局を福島市役所内におく。

(目 的)

第2条 この部は、自治労福島市役所職員労働組合の中核としての役割を担い、民主的職場の建設、青年の地位向上、ならびに部員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 この部は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- (1) 労働運動に関すること。
- (2) 青年部の親睦に関すること。
- (3) その目的達成に必要な活動。

第2章 部 員

第4条 この部は、福島市役所職員労働組合の男子をもって構成する。ただし、年齢は30才未満とし、大会後30才に達した者は、次期大会までその資格を有する。

第3章 役員および機関

(役 員)

第5条 この部には、次の役員をおく。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 副 部 長 2 名
- (3) 書 記 長 1 名

- (4) 幹 事 若干名
- (5) 特別幹事（上部機関の役員をしている青年部員）
- (6) 会計監査 2 名
（ 役員 の 任 務 ）

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部長はこの部を代表し、部を統轄する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記長は事務局一切の責任者で、部長の指示により、事務を統轄する。
- (4) 幹事は、部の運営を掌る。
- (5) 特別幹事は、部長の要請により、重要事項の協議に参加する。
- (6) 会計監査は、1年に1回部の会計を監査し、その結果を部員に公表する。

（ 役員 の 選 出 ）

第7条 1 幹事会は、選挙委員を選出し、委嘱任命する。

2 選挙委員長は、選挙委員会で互選する。

3 選挙委員会は、規約第5条に規定する役員を選出し、大会で承認を受ける。ただし、特別幹事は、この限りでない。

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

（ 機 関 ）

第9条 この部に次の機関をおく。

- (1) 大 会
- (2) 幹事会

（ 大 会 ）

第10条 1 大会は、この部の最高決議機関で全部員をもって構成し、毎年1回、部長が招集する。ただし、次の場合には、臨時

に招集しなければならない。

- (1) 部員の過半数の要求があったとき。
- (2) 幹事会で緊急必要と認めたとき。

2 大会は、部員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

(幹事会)

- 第11条
- 1 幹事会は、正副部長、書記長および幹事をもって構成する。
 - 2 幹事会は、部長が必要と認めたとき、および幹事の3分の1以上の請求があった時は、部長がこれを招集する。
 - 3 幹事会は、過半数の出席により成立し、決議は多数決による。

第4章 経 費

(経 費)

第12条 この部の経費は、自治労福島市役所職員労働組合青年部費をもってあてる。

附 則

第13条 この規約に定めていない事項については、大会にはかり決定する。

第14条 この規約は、昭和32年9月23日から施行する。

- 1 昭和36年3月30日 一部改正
- 2 昭和37年3月30日 一部改正
- 3 昭和40年4月13日 一部改正
- 4 昭和41年4月11日 一部改正
- 5 昭和42年5月10日 一部改正
- 6 昭和44年4月18日 一部改正
- 7 昭和49年11月22日 一部改正

自治労福島市役所職員労働組合女性部規約

第1章 総 則

第1条 この部は、福島市役所職員労働組合女性部という。

第2条 女性部は、福島市役所に勤務する女子職員をもって組織する。

第3条 女性部員は、組合規約によるほか、この規約による義務と権利を有する。

第2章 目的並びに事業

第4条 女性部は、部員相互の連携、親睦と社会的地位の向上をはかり、教養を高めるとともに組合の推進力として、その健全なる発展と組合目的達成とに貢献することをもって目的とする。

第5条 女性部は、その目的達成のために必要なあらゆる事業を行う。

第3章 機 関

第6条 女性部につきの機関を置く。

(1) 大会

(2) 幹事会

第7条 大会は、女性部の最高の決議機関で、年1回定期に開催する。ただし、幹事会において必要と認めた場合、また部員の3分の1以上の要求があったときは、臨時大会を開くことができる。

第8条 幹事会は、大会に次ぐ決議機関で役員をもって構成し、毎月1回開催するほか部長が必要と認めた場合、また幹事会の3分の1以上の要求があったときは、随時これを開くことができる。

第9条 すべての会議は、部長がこれを招集し、議長はその都度である。会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出

席の過半数をもって決する。可否同数なるときは、議長がこれを決する。

第4章 役員

第10条 女性部に次の役員をおく。

部長 1名 副部長 2名 事務局長 1名
幹事 若干名 監査 2名

この他必要ある場合は、幹事会の決定をもって特別幹事をおくことができる。

第11条 部長、副部長、事務局長、幹事の選出は選挙委員会を構成し、同委員会で定めて大会で承認する。

第12条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第13条 部長は、女性部を代表し、部務を統轄する。

副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。

事務局長は事務局一切の責任者で部長の指示により事務を統轄する。

第5章 専門班

第14条 女性部は、事業運営のため次の専門班をおく。

- (1) 総務班
- (2) 企画班

ただし幹事会において必要と認めた場合は、その他の班をおくことができる。

第15条 各班に班長1名、副班長1名をおくことができる。

班長は幹事をもってあて、副班長は幹事会においてきめる。

第6章 会 計

第16条 女性部の経費は、組合費、その他の収入をもってあて、部員費は必要やむを得ざるときのみ臨時に徴収する。

第17条 会計年度は毎年10月1日に始め、翌年9月30日に終わる。

第7章 加入および脱退

第18条 部員の身分は、組合に加入したときに始まり、組合を脱退したときに終わる。

第8章 雑 則

第19条 この規約に定めていない事項については幹事会で定めるほか、すべて組合同約を準用する。

第20条 この規約の改廃は、大会の承認を得なければならない。

附 則

昭和32年3月29日から施行する。

附 則

昭和59年3月26日から施行する。

附 則

この規約は平成3年12月5日から施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 病 気 見 舞 金 制 度 要 綱

第1条 組合員が病気または負傷により勤務できない時は、病気見舞金を給付するため病気見舞金特別会計を設置する。

第2条 この会計は、組合員の年末カンパと一般会計特別基金によって賄い、年末カンパの額と一般会計特別基金の繰出額は、大会で決定する。

第3条 病気見舞金の給付は、次の区分による。

- | | | |
|----------------|-------------|-----|
| ① 引き続き勤務出来ない期間 | 1ヵ月以上3ヵ月未満 | 1万円 |
| ② 引き続き勤務出来ない期間 | 3ヵ月以上6ヵ月未満 | 2万円 |
| ③ 引き続き勤務出来ない期間 | 6ヵ月以上（有給休職） | 3万円 |
| ④ 休職で無給となった場合 | （新たに毎年） | 5万円 |

第4条 給付手続きは、別記様式より、本人の申請を原則に行う。

第5条 会計年度は、10月1日より翌年9月30日までとする。

附 則

第6条 この要綱は、昭和49年12月27日より適用する。

第7条 この要綱は、昭和54年9月26日に改正し、昭和53年10月1日より適用する。

自治労福島市役所職員労働組合小口貸付要綱 (福島市職労小口貸付制度)

(目 的)

第1条 この要綱は、自治労福島市役所職員労働組合（以下「組合」という）の組合員を対象として、小口生活資金の貸付を行い、もって組合員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(制 度)

第2条 この要綱による自治労福島市役所職員労働組合小口貸付制度（略称：福島市職労小口貸付制度）という。

(基金の設置)

第3条 福島市職労小口貸付制度に関する事務を効率的に行うため、特別会計による自治労福島市役所職員労働組合小口貸付基金（以下「基金」という）を設置する。

(基金の額)

第4条 基金の額は1,250,000円とする。

(貸付限度額)

第5条 貸付額は10,000円単位とし、組合員1人につき100,000円を限度とする。

2 貸付の返済を終わらない組合員に対し再貸付は行わない。

(貸付手続および決定)

第6条 貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という）は、別記様式により申込書を組合に提出しなければならない。

2 借入申込者は、保証人（組合員）を1人たてなければならない。

3 組合の執行委員長は第1項による申込書を受理したならば、すみやかに内容を審査し、可決を決定し、当該申込者にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第7条 貸付決定の通知を受けた者は、別記様式により借用証書を提出しなければならない。

(貸付手数料と返済方法)

第8条 貸付の手数料は10,000円につき200円とする。

第9条 貸付金は貸付決定のあった日の属する月の翌月より起算し、10ヵ月以内に給料差引きにより返済するものとする。ただし一時返済は6ヵ月以内とする。

2 貸付を受けている者が組合員の資格を有しなくなった場合は、即時完済するものとする。

(貸付制限)

第10条 貸付を受けようとする者はまたは貸付を受けている者に虚偽または不正な事実があった場合は、ただちに貸付を停止し、完済させるものとする。

(基金の管理および運用益金の処理)

第11条 基金は確実かつ安全な方法により保管し、基金の運用から生ずる収益は基金に編入する。

(会計年度)

第12条 この基金の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(執行委員会への報告承認)

第13条 執行委員長は、月別の貸付状況並びに返済状況を執行委員会に報告し承認を求めなければならない。

(帳簿書類等の整備)

第14条 福島市職労小口貸付制度の執行については、次の帳簿書類を整備し、常に責任の所在および貸付・返済の状況を明らかにしておかなければならない。

- 1 現金（預金）出納簿
- 2 貸付台帳
- 3 借入申込書および借用証書
- 4 その他必要な書類

（会計監査）

第15条 会計監査は自治労福島市役所職員労働組合同規約第33条を適用する。

（要綱の変更）

第16条 この要綱を変更するときは、職場委員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成3年11月20日に改正し、平成4年1月1日から施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 自動車共済貸付要綱 (福島市職労自動車共済貸付制度)

(目 的)

第1条 この要綱は、自治労福島市役所職員労働組合（以下「組合」という）の組合員を対象として、自治労自動車共済掛金の貸付を行い、もって組合員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(制 度)

第2条 この要綱による制度を自治労福島市役所職員労働組合自動車共済貸付制度（略称：福島市職労自動車共済貸付制度）という。

(基金の設置)

第3条 福島市職労自動車共済貸付制度に関する事務を効率的に行うため、特別会計による自治労福島市役所職員労働組合自動車共済貸付基金（以下「基金」という）を設置する。

(基金の額)

第4条 基金の額は、大会で決定する。

(貸付額)

第5条 貸付額は自動車共済契約掛金の額とする。

(貸付手続および決定)

第6条 貸付を受けようとする者は（以下「借入申込者」という）は、別記様式による申込書に、自動車共済新規（または継続）契約申込書を添付して組合に提出しなければならない。

(貸付手数料と返済方法)

第7条 貸付手数料は無料とする。

第8条 貸付金は、貸付決定のあった日の属する月の翌月より起算し、12ヵ月（12回払い）で給料差引きにより返済するものとする。

2 貸付を受けている者が自治労自動車共済を解約した場合は、即時完済するものとする。

(貸付制限)

第9条 貸付を受けようとする者、または貸付を受けている者に虚偽または不正な事実があった場合は、ただちに貸付を停止し、完済させるものとする。

(会計年度)

第10条 この基金の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(執行委員会への報告)

第11条 執行委員長は、月別の貸付状況並びに返済状況を執行委員会に報告しなければならない。

(帳簿書類等の整備)

第12条 福島市職労自動車共済貸付制度の執行については、次の帳簿書類を整備し、常に責任の所在および貸付・返済の状況を明らかにしておかなければならない。

- 1 現金(預金)出納簿
- 2 貸付台帳
- 3 借入申込書
- 4 その他必要な書類

(会計監査)

第13条 会計監査は、自治労福島市役所職員労働組合同規約第33条を適用する。

附 則

第14条 この要綱は、昭和61年3月より施行する。

この要綱は、平成20年4月より施行する。

自治労福島市役所職員労働組合 ゆとりつくす20制度要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、自治労福島市役所職員労働組合の組合員を対象として、ゆとりを求めるための事業を通じ、組合員の福利厚生の上昇に寄与することを目的とする。

（制 度）

第2条 この要綱による制度を、自治労福島市役所職員労働組合ゆとりつくす20制度（略称：福島市職労ゆとりつくす20制度）という。

（基金の設置）

第3条 福島市職労ゆとりつくす20制度に関する事務を効率的に行うため、特別会計による自治労福島市役所職員労働組合ゆとりつくす20基金（以下「基金」という）を設置する。

（基金の額）

第4条 基金の額は、大会で決定する。

（給付対象者）

第5条 この制度による給付対象者は組合員でかつ勤続20年に達した者とする。ただし、制度発足初年度についてはこの限りとしない。

（給 付）

第6条 この制度は給付品目は5万円相当の旅行クーポン券とし、給付時期は当該年度毎に執行委員会で決定するものとする。

（会計年度）

第7条 この基金の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

（帳簿書類等の整備）

第8条 福島市職労ゆとりつくす20制度の執行については、次の帳簿

書類を整備し常に責任の所在および給付状況を明らかにしておくものとする。

- 1 現金（預金）出納簿
- 2 給付台帳
- 3 その他必要な書類

（会計監査）

第9条 会計監査は自治労福島市役所職員労働組合同規約第33条を適用する。

（要綱の変更）

第10条 この要綱を変更するときは、職場委員会の議決を経なければならない。

附 則

第11条 この要綱は、平成5年2月1日から適用する。

福島市地方自治研究室設置規則

(目 的)

第1条 自治労福島市役所職員労働組合（以下「市職労」という。）は、日常業務の検証の中から真の地方行政確立の基盤づくりと市民本位の市政確立に向けた地方自治研究活動を強化発展させるため、福島市地方自治研究室（以下「地方自治研究室」という。）を設置する。

(所 掌 事 項)

第2条 地方自治研究室は、市職労の方針に則り、地方自治研究活動の一切の業務を行う。

(組 織)

第3条 地方自治研究室は、市職労組合員選出の研究員及び推進委員並びに市職労執行部の代表で構成する。

2 事業執行に当たっては、地方自治研究会（以下「研究会」という。）を置き、次の者で構成する。

研究室長（1名）

事務局長（1名）

研究員（若干名）

3 研究活動の推進にあたっては、地方自治研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置き、次の者で構成する。

研究室長

事務局長

研究員（若干名）

推進委員（若干名）

(研究室長等の選出)

第4条 研究室長は、市職労副委員長をもって充てる。

- 2 事務局長は、役員及び役員経験者をもって充てる。
- 3 研究員は、市職労組合員から選出し、市職労の委員会の承認を得るものとする。
- 4 推進委員は、研究課題に応じその都度、市職労組合員から選出し、研究会が選任するものとする。

(研究員の任期)

第5条 研究員の任期は、2年とする。ただし、欠員の補充による研究員の任期、前任者の残任期間とする。

- 2 研究員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第6条 研究室長は、研究会を主宰し、活動及び調査研究内容を組合員に報告しなければならない。

- 2 事務局長は、事務を統轄し、円滑な組織運営に努める。
- 3 研究員は、地方自治研究活動の推進を図るため、課題・テーマの選択と推進委員会の運営を行う。
- 4 推進委員は、地方自治研究活動の推進を図る。

(研究会等の招集)

第7条 研究会並びに推進委員会は、必要に応じ研究室長がこれを召集する。

(主任研究員)

第8条 地方自治研究室に、主任研究員を置くことができる。

- 2 主任研究員は、市職労出身の地方議会議員又は地方議会活動に精通した組合員の中から選出し、市職労の委員会の承認を得るものとする。

(主任研究員の処遇)

第9条 主任研究員は、市職労事務局職員とする。

(助言者)

第10条 研究会及び推進委員会の指導助言を受けるため、学識経験者等を助言者に委嘱することができる。

(経 費)

第11条 地方自治研究室の経費は、市職労が負担する。

(賃 金 等)

第12条 主任研究員の賃金・労働条件については、福島市臨時職員に準じる。

(事業年度)

第13条 事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(規則に定めていない事項)

第14条 この規則に定めていない事項は、研究会で定める。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、市職労の委員会の承認を必要とする。

附 則

この規則は、平成15年12月22日から施行する。

この規則は、平成20年1月17日から施行する。

福島市地方自治研究室特別会計規則

(趣 旨)

第1条 自治労福島市役所職員労働組合地方自治研究室（以下「地方自治研究室」という。）の会計については、設置規則により定めるほか、この規則による。

(資 金)

第2条 この資金は、特別会計とし、一般会計からの繰出金、その他をもって充てる。この繰入れは、市職労の委員会の議決を経て、市職労の大会又は委員会の承認を経なければならない。

(監 査)

第3条 年度末において、市職労監査を行う。

(規則に定めていない事項)

第4条 この規則に定めていない事項は、市職労の委員会で決定する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、市職労の委員会の承認を必要とする。

附 則

この規則は、平成15年12月22日から施行する。